

令和4年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	新規	京都市 (京都府)	小規模市町村に有利な算定方法の見直し	指定都市に対する財源配分が相対的に不利となっているため、小規模市町村に有利な算定方法を見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、都市化の度合に応じた需要額の割増し等を行っている。 令和4年度算定においても、都市部を中心に近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。
2	(省)	新規	球磨村 (熊本県)	令和2年7月豪雨による令和2年国勢調査人口減少への対応	令和2年7月豪雨により、村外避難者が多数発生し、直後に実施された令和2年国勢調査において人口が大きく減少した。令和2年国勢調査人口の減少が村の財政需要の減少に直結するものとは言い切れず、令和2年7月豪雨からの創造的復興を進めるにあたり、財源不足による復興の遅れを招く虞もあることから、令和4年度以降の算定に向けて、測定単位を補正していただきたい。	採用する。 熊本県球磨村においては、一時的に避難している住民の復帰に伴う需要や、避難中であっても必要な建物の修繕・維持管理等の需要が生じることから、令和2年国調人口を用いる令和4年度以降の算定における人口について特例措置を講じる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	新規	会津若松市 柳津町 古殿町 (福島県)	「消防団員の報酬等の基準」を踏まえた消防団活動に要する経費の算定	普通交付税で措置されている消防団員数が実態と乖離しているため、消防庁から令和4年4月1日からの適用に向けて検討を要請されている消防団員の報酬等の見直しを踏まえた算定を行っていただきたい。	採用する。 「非常勤消防団員の報酬等の基準」において団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に算定に反映できるよう、「人口」に応じた算定から、各市町村における「標準額支払団員数」に応じた算定に変更することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(省)	継続	上越市 (新潟県)	消防費（非常備消防費に係るもの）の算定の見直し	<p>消防費（非常備消防費）について、消防団員数に応じた補正を新設し、算入することを要望する。</p> <p>当市は、平成17年1月に14市町村による広域かつ多団体による合併を行ったことにより、散在する地域の消防力や災害対応力を確保するため、消防団の活動単位である分団を多く配置する必要があり、消防団員の報酬や資機材の配備に多額の経費を要しているが、基準財政需要額は団員数に応じた算定になっていないため、消防団活動に伴って生じる実経費との乖離が生じる要因となっている。</p> <p>人口と必ずしも比例しない社会福祉費の保育所等の需要が児童数などを基準として算定しているように、非常備消防費について消防団員数を基準とした密度補正等の新設を要望する。</p>	<p>採用する。</p> <p>「非常勤消防団員の報酬等の基準」において団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に算定に反映できるよう、「人口」に応じた算定から、各市町村における「標準額支払団員数」に応じた算定に変更することとした。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(省)	継続	札幌市 (北海道)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	道路橋りょう費（面積）の積雪度に係る寒冷補正における「種地により乗じる数」及び補正率を引き上げ、道路の除排雪経費の算入不足の解消を図ること。	一部採用する。 寒冷補正のうち積雪度による補正に係る補正率については、除排雪に要する経費の実態等を踏まえ、見直しを行っている。
6	(省)	新規	秩父別町 (北海道)	地域の状況を踏まえた積雪度級地の設定	積雪度級地区分について、現行では市町村累年平均積雪積算値により定められているが、市町村における山林の有無等の地理的状況や生活圏域における積雪量（人口分布等を用いて算出）を考慮した算定方法に見直しをすべきと考える。	以下の理由により採用しない。 級地区分の決定に用いる累年平均積雪積算値は、気象庁の観測データと標高差等の地形因子との関係を表す算式を用いて算出している。また、積雪度の級地区分の決定にあつては、個別の地方団体の除排雪経費の状況等を加味している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	継続	新潟市 (新潟県)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	普通交付税における寒冷補正のうち積雪度は、過去20年間のデータに基づき区分が設定されており、近年の積雪量の増大が反映され難いものとなっている。新潟市においては、10年単位で見ると積雪量は増加しており、労務単価の上昇もあり、除排雪経費と交付税算入額との乖離が大きいものとなっている。近年の積雪状況を捉えた補正率の見直しを行うなど、実態との乖離が生じないよう御配慮いただきたい。	一部採用する。 寒冷補正のうち積雪度による補正に係る補正率については、除排雪に要する経費の実態等を踏まえ、見直しを行っている。
8	(省)	新規	川崎市 (神奈川県)	指定都市の道路橋りょう費算定における維持補修費の適切な反映	指定都市の道路損傷に対する財政需要を適切に反映するため、24時間平均交通量を用いた種別補正の算定をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 「全国道路・街路交通情勢調査」において、市町村道は、原則、調査対象となっておらず、対象となっている政令指定都市の一部の市道に係る調査結果を交付税算定の指標とすることは不適切であり、補正係数の設定は困難である。 また、統計の調査項目等は、各統計の所管省庁において判断されるべきものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	継続	甲賀市 (滋賀県) 滋賀県	下水道費の投資補正（高資本費対策）に係る30年未満要件の見直し	下水道費の投資補正（高資本費対策）に係る30年未満要件について、「下水道財政のあり方に関する研究会」報告のとおり、廃止を含めて見直しいただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[小中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(省)	新規	田川市 (福岡県)	就学援助費に係る基準財政 需要額の算定	準要保護児童及び生徒に係る就学援助費について、新たな密度補正係数の創設等により、就学援助受給率の差を考慮した算定方法となるよう見直していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 準要保護児童生徒関係経費に関する密度補正は、三位一体の改革による一般財源化に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。三位一体の改革における一般財源化により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点や算定の簡素化といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(省)	新規	川崎市 (神奈川県)	密度補正の住宅扶助や医療扶助（入院）に対する補正係数の新設	住宅扶助や医療扶助（入院）に対する補正係数の新設をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。これは標準的な財政需要を客観的に測定しているものであり、各団体毎の実態をそのまま算定に反映させることは適切ではない。 また、「医療扶助実態調査」等に基づく乗率の新設は、算定の簡素化の観点からも適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費 の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行う必要があることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額にかかる地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価について各団体の実績単価を反映すること。 ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること。	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	被保護者調査「第11表 医療費の審査及び決定」のうち「支払確定件数（レセプト）」を、平成28年度より個人ごとに固定化されている受給者番号を用いて「人」ベースに名寄せすることで、省令に合致した「経費を負担した実人員」を算出し、新たな基礎数値として用いること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおり被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	新規	多摩市 (東京都)	社会福祉費の児童手当支給対象者数（地方公務員）に係る一部事務組合構成市の按分根拠	<p>社会福祉費の児童手当支給対象者数（地方公務員）について、按分に用いる数値を国勢調査人口ではなくその一部事務組合の負担金の算出数値としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・一部事務組合では、構成市全体ではなく一部区域をその対象とする場合がある。その場合市全体の人口である国勢調査人口を按分に用いると、構成市の実質的な負担金の割合と乖離した按分率となる。・多摩市が加入する「多摩ニュータウン環境組合」では、多摩市は全域で、他2市は市の一部地域からごみを収集し処理している。多摩ニュータウン環境組合同規約に基づく処理区域の人口を根拠として負担金を按分している。	<p>採用する。</p> <p>按分に用いる数値については、当該組合を構成する各市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を受けた率により按分した児童数とする。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	新規	香川県 (17市町)	子育てのための施設等利用 給付に係る基準財政需要額 の算定	「施設等利用給付（私立幼稚園（新 制度移行分除く）除く）分」に係る密 度補正係数の算定に用いる基礎数値の 取扱いについて、各団体の財政需要を より正確に捕捉するために、「支弁台 帳」に記載された前年度10月分の「施 設等利用費支給額」ではなく、「前年 度10月に係る利用分に対する支給額」 を基礎数値とされたい。	一部採用する。 「支弁台帳」に記載された前年度10月 分の「施設等利用費支給額」から、「施 設等利用給付支弁台帳」に記載された前 年度の「施設等利用費支給額」の総額に 基礎数値を変更する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(省)	継続	大阪市 (大阪府) 尼崎市 (兵庫県) 那覇市 (沖縄県)	児童扶養手当の密度補正の見直し	<p>児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。</p> <p>従って、地方負担額については、算定の簡素化や財政需要の明確化の観点からも、H18年度の三位一体の改革における負担割合の変更により発生する地方負担額（増加需要額）に限定することなく、三位一体改革前における地方負担分（1/4）の需要額も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行い、基準財政需要額に的確に算入されるべきである。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。三位一体の改革における負担割合の変更により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	新規	東大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の受給割合に応じた密度補正への見直し	社会福祉費における児童扶養手当について全部受給・一部受給の割合に応じた密度補正を講じることにより、全自治体における負担額を適切に基準財政需要額に算入していただきたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 児童扶養手当給付費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、標準的な単価を設定した上で、密度補正を講じている。 なお、児童扶養手当の支給金額については、児童扶養手当法に基づき、所得制限や児童数などの要件により細かく算定されているものであり、全部受給・一部受給の割合などに応じた密度補正を講じることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(省)	継続	札幌市 (北海道)	指定難病の特定医療費の交付税措置に係る補正係数の創設について	指定難病の特定医療費について、多額の算入不足額を生じているため、人口当たりの指定難病患者数等の統計数値を用いた補正を行い、客観的・合理的に財政需要を把握できる算出方法にすべきと考える。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。特定医療費の支給に要する経費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用で、指定都市は普通態容補正（権能差）において算定している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(省)	継続	札幌市 (北海道)	精神障害者通院患者医療費 における地域の実態を踏ま えた算定	精神障害者通院患者医療費につ いて、各団体における人口一人当たりの 公費負担額総額やレセプト件数、支給 認定件数には大きな格差があり、多額 の算入過不足が生じているため、統計 数値を用いた補正を行うべき。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それ ぞれの地方団体の財政支出ではなく、標 準的な経費を算定するものである。精神 障害者通院患者医療費については、国の 予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を 算入しており、都道府県分は単位費用 で、指定都市は普通態容補正（権能差） において算定している。また、新たな密 度補正措置については、算定の簡素化や 財政需要の客観的・合理的な捕捉といっ た観点も踏まえ、慎重に検討していく必 要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(省)	継続	美唄市 (北海道) 小田原市 (神奈川県)	公立病院の施設整備に関する措置の見直し	公立病院の施設整備に係る交付税措置について、近年、労務単価や建設単価が上昇していることを踏まえ、交付税対象建築単価の見直しをすべきと考える。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げることとする。
21	(省)	継続	滝川市 (北海道)	地方公営企業等職員（病院事業）に係る基礎年金拠出金の公的負担に係る補正係数の創設	地方公営企業等職員（病院事業）に係る基礎年金拠出金の公的負担に関する措置について、令和2年度に特別交付税から普通交付税へ制度変更されたところ。 制度変更により、措置額が減額し、市の実負担額との乖離額が増加したため、補正係数を創設するなど実態に即した算定方法にすべきと考える。	一部採用する。 令和2年度に特別交付税措置から普通交付税措置に移行した病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る経費については、密度補正Ⅰにおける市町村立病院算定病床数に係る単価の設定に当たり適切に反映したところであり、今後とも普通交付税により適切な算定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(省)	新規	京都市 (京都府)	保健所体制の強化に係る財政需要の適切な反映	政令市を含む保健所を設置する団体に対しては、普通態容補正において、「保健所の恒常的な人員体制強化」に係る措置がなされているものと承知している。一方で、今後の感染症発生時の保健所の対応力強化を図るため、より一層の人員体制強化、財政措置の拡充を検討されたい。	採用する。 「保健所の恒常的な人員体制強化」のため、令和3年度においては、衛生費の保健所費（保健所）において、感染症対応業務に従事する保健師を6名増員するとともに、政令市、中核市及び保健所設置中核市の算定における普通態容補正の設定に当たっては、当該経費を適切に反映している。 令和4年度においても、衛生費の同細目において感染症対応業務に従事する保健師を新たに6名増員するとともに、政令市等の算定において同様の措置を講ずることとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(省)	継続	宝塚市 (兵庫県)	市町村立病院事業の運営に要する経費のうち特別交付税からの振替分の適正な需要額算入	市町村立病院事業に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び共済追加費用の負担に要する経費について、R2年度より特別交付税から普通交付税での措置へと替わったにも関わらず、普通交付税単価の見直しにより、病床当たり普通交付税措置額が減少していることから、病床当たり単価の増額を求める。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。今後とも、地方財政計画の歳出に計上した病院事業に対する繰出金について、その内容を踏まえ、普通交付税により適切な算定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(省)	新規	小樽市 (北海道)	療養給付費に係る基準財政需要額の適正な算入	後期高齢者医療制度における療養給付費について、基準財政需要額と市町村負担額に乖離が生じているため、密度補正を新設する等、実態に即した算定方法にすべきと考える。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を算定するものであり、制度に基づかない、様々な要因により発生している地域差を算定に反映することは困難である。
25	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の単価差が生ずる原因は一樣ではないと思われるが、更に高齢化が進み、今後対象者数が増加していくことを考慮したうえで、決算額と交付額の乖離が縮減されるようより適切な措置を検討いただきたい。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を算定するものであり、制度に基づかない、様々な要因により発生している地域差を算定に反映することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(省)	新規	尼崎市 (兵庫県)	後期高齢者に係る医療費単価差を反映する密度補正の新設	後期高齢者医療給付費負担金の決算額と基準財政需要算入額との乖離を是正するため、医療費単価との相関関係のある10万人当たりの医療機関数による密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を算定するものであり、制度に基づかない、様々な要因により発生している地域差を算定に反映することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[清掃費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
27	(省)	継続	箱根町 (神奈川県)	清掃費における密度補正Ⅱの算入単価の引上げ	入湯客1日一人あたりのごみ排出量は住民1日一人あたりのごみ排出量よりも相当多く、実際の決算額と基準財政需要額との間に大きな乖離が生じている。 観光地では、地域のごみ総排出量に対応したインフラとして処理施設や収集運搬体制を整備する必要があることから、密度補正Ⅱの算入単価を、観光地の実態に即して上げて頂きたい。	一部採用する。 清掃費においては、密度補正Ⅱにより観光地における財政需要を反映しているところ。 令和4年度算定において密度補正Ⅱに用いる予定であった令和2年度の入湯客数が新型コロナウイルスの影響により大幅に減少していると考えられることから、観光地における財政需要に鑑みて、令和3年度算定において用いた令和元年度の入湯客数を引き続き用いることとした。
28	(省)	継続	京都市 (京都府)	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映 【清掃費、商工行政費、地域の元気創造事業費】	商工行政費の需要額には、観光地に係る財政需要が算入されているが、観光客数を指標とした算定にはなっておらず、観光地特有の財政需要が適切に反映されていないため、観光統計の整備等、基準財政需要額の算定に活用可能な全国的かつ客観的な指標（統計）の整備に努めること。	以下の理由により採用しない。 統計の調査項目等は、各統計の所管省庁において判断されるべきものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(省)	継続	綾部市 (京都府) 境港市 (鳥取県)	外国青年招致人員の対象範囲の見直し	<p>外国人による英語指導については、JET外国青年以外でも低年齢層に特化した指導を行う者や、JET外国青年が着任するまでの期間を補完して指導を行う者等を、経費負担も勘案の上、活用している実態がある。</p> <p>上記実態に鑑み、交付税措置の対象範囲をJETや姉妹都市協定、首長間交流協定を活用しない場合に拡大することや単位費用化を検討されたい。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>JETプログラムや自治体間交流に基づいて任用される外国語指導助手（ALT）については、地域社会における国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであることから、これら以外の任用については対象外としている。</p> <p>なお、民間任用のALTを含む外国語教育における外部人材の活用等に要する経費については、文部科学省と連携し、各市町村における配置状況や経費の負担状況等の実態を踏まえ、措置の必要性を引き続き検討していく。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(省)	新規	熊本県	人口増加団体に適用される人口急増補正の拡充	県内の人口増加4団体はいずれも人口増加が著しく、人口の伸長とともに増大する財政需要が負担が年々大きくなっている。現行の人口急増補正では全国平均の増加率相当分が算定されず、増大する財政需要との乖離が大きいため、当該補正の拡充をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 人口が急激に増加する地方団体にあつては著しい財政需要の増加があると考えられることから、増加団体の平均増加率を上回る地方団体について、人口急増補正の対象としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[公債費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(省)	新規	横須賀市 (神奈川県)	臨時財政対策債償還基金費の算定に伴う、後年度の公債費(臨時財政対策債償還費)の算定	後年度の公債費(臨時財政対策債償還費)の算定においては、令和3年度再算定における臨時費目「臨時財政対策債償還基金費」の算定額に係る利子相当額を適切に措置していただきたい。	採用しない。 臨時財政対策債償還基金費は、令和3年度の臨時財政対策債の償還財源の一部を予め措置するものであることから、令和4年度以降における臨時財政対策債の元利償還金相当額を算定する「臨時財政対策債償還費」については、基金費として令和3年度に措置した額について、令和4年度以降、基準財政需要額において減額して算定することとなる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(省)	継続	名古屋市 (愛知県) 大阪市 (大阪府) 広島市 (広島県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	財政力の弱い団体への配慮や財源調整機能を強化するという観点から、財政力に応じた補正はやむを得ないと考えるが、財政力指数の高い団体にあっても、依然として厳しい財政運営を強いられているため、補正係数の算出にあたっては配慮していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎として、財政力に応じた補正を講じて算定している。これは、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力の強い団体ほど、財源不足額に対し、臨時財政対策債をより多く配分するためである。その上で、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算定方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定している。 なお、臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税の算定において、その全額を基準財政需要額に算入することにより、各地方団体が確実に償還できるよう財源保障している。 また、令和4年度の地方財政計画においては、地方税の増収などにより、財源不足を大幅に縮小し、臨時財政対策債の発行額を令和3年度から3.7兆円抑制している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(省)	継続	阿南市 (徳島県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債の発行可能額について、財政力指数の高い団体へ過度に傾斜した配分とならないよう、補正係数の平準化を図ること。	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力に応じた補正を講じて算定している。これは、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力の強い団体ほど、財源不足額に対し、臨時財政対策債をより多く配分するためである。</p> <p>なお、臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税の算定において、その全額を基準財政需要額に算入することにより、各地方団体が確実に償還できるよう財源保障している。</p> <p>また、令和4年度の地方財政計画においては、地方税の増収などにより、財源不足を大幅に縮小し、臨時財政対策債の発行額を令和3年度から3.7兆円抑制している。</p>